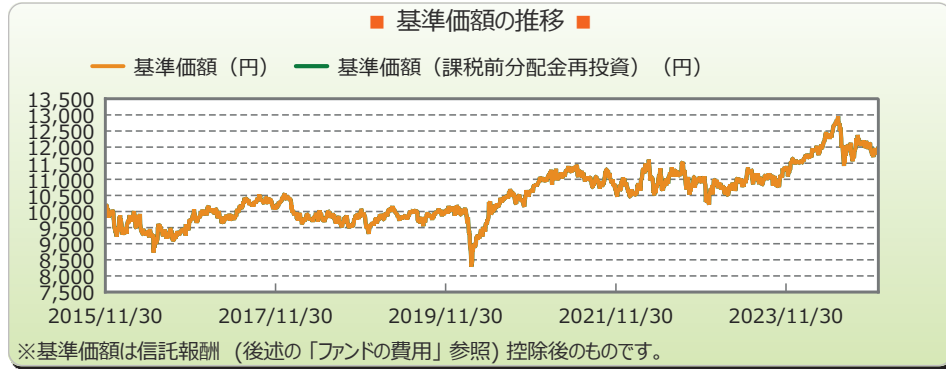


## 商品概要

設定日	2015年11月30日	決算日	2月20日（休業日の場合は翌営業日）
信託期間	2026年2月20日		

## パフォーマンス

【過去の運用実績は、将来の運用成果を保証するものではありません。】



### ■ 基準価額と純資産総額 ■

純資産総額	54(百万円)
基準価額	11,982円
前月末比	+107円

### ■ 分配実績 (課税前) ■

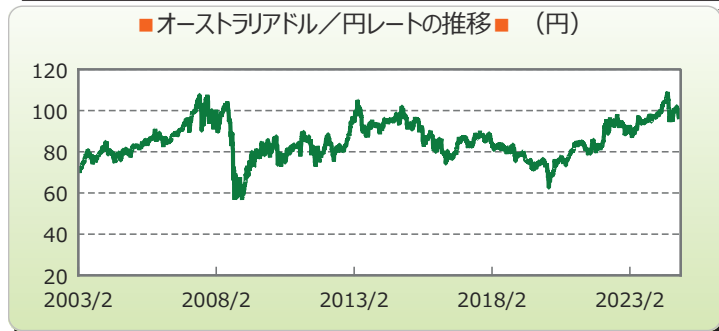
分配金	
第1期～5期	計 0円
第6期 (2021.2.22)	0円
第7期 (2022.2.21)	0円
第8期 (2023.2.20)	0円
第9期 (2024.2.20)	0円
設定来累計	0円

※分配金は投資信託説明書（交付目論見書）記載の「分配方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断等により分配を行わない場合もあります。

### ■ 騰落率 (課税前分配金再投資ベース) ■

	1 カ月	3 カ月	6 カ月	1 年	3 年	5 年	設定来
ファンド	0.90%	-0.66%	-5.42%	2.91%	8.39%	18.14%	19.82%

※基準価額の騰落率は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。



## ポートフォリオの状況

【当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。】

### ■ 種別配分 ■

種別名	純資産比
国債証券	34.3%
地方債証券	41.0%
特殊債券（政府機関債など）	14.1%
普通社債券	9.6%
資産担保証券・モーゲージ証券	-
キャッシュ等	1.0%
銘柄数	36

### ■ ポートフォリオ特性 ■ ※1

平均残存年数	6.4年
修正デュレーション	5.5年
平均直接利回り	2.6%
平均最終利回り	4.5%
平均クーポン	2.3%

### ■ 信用格付別比率 ■ ※2

信用格付	純資産比
AAA格	61.8%
AA格	33.9%
A格	3.3%
BBB格	-
BB格	-
B格	-
CCC格以下	-
無格付け	-
キャッシュ等	1.0%
平均格付	AAA

※1 各特性値は、加重平均しています。

※2 平均格付とは、基準日時点で投資信託財産が保有している上記の各有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンド自体の信用格付ではありません。平均格付けの算出にあたっては無格付けの債券が含まれている場合、格付けが付与されるまでは推定される格付けに基づき計算を行っています。

当資料ご利用の際は、最終頁の「ご留意いただきたい事項」をお読みください。

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

## ポートフォリオの状況

【当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。】

### ■ 組入上位10銘柄 ■

	銘柄名	クーポン	償還日	信用格付	純資産比
1	オーストラリア国債	2.50%	2030/5/21	AAA	11.8%
2	オーストラリア国債	1.00%	2030/12/21	AAA	8.0%
3	ニューサウス・ウェールズ州債	4.00%	2026/5/20	AAA	6.4%
4	南オーストラリア州債	3.00%	2026/7/20	AA+	4.7%
5	クイーンズランド州債	1.75%	2031/8/21	AA+	4.7%
6	クイーンズランド州債	1.75%	2034/7/20	AA+	4.2%
7	オーストラリア国債	2.75%	2041/5/21	AAA	3.7%
8	オーストラリア国債	1.25%	2032/5/21	AAA	3.2%
9	ドイツ復興金融公庫	3.20%	2026/9/11	AAA	3.1%
10	ニューサウス・ウェールズ州債	2.25%	2041/5/7	AAA	3.1%

※信用格付は、原則として、Moody's社の信用格付を使用し、付与されていない場合はS & P社の信用格付を参照しています。ただし、信用格付の表記はS & P社に準じています。

## ファンドマネジャーのコメント

### ■ 市場環境 ■

12月、ブルームバーグオーストラリア国債インデックス（Bloomberg AusBond Treasury 0+ Yr Index）（オーストラリアドルベース）は前月末比で0.37%上昇しました。

当月のオーストラリア債券市場では、月前半にかけてはRBAによる金融政策決定会合後の声明文を受けて早期利下げ観測が高まり、豪州3年国債利回りは低下しました。しかしその後、豪州の雇用統計が発表され早期利下げ観測が後退したことなどにより豪州3年国債利回りは上昇しましたが、月間では低下しました。為替市場では、オーストラリアドルは対円で小幅に上昇しました。

### ■ 運用の状況 ■

12月中のファンドの基準価額は、前月末比0.90%上昇しました。

デュレーション戦略では、参考指数対比で小幅にオーバーウェイトとするポジションを維持しました。また、非国債の組み入れを維持しました。

### ■ 今後の投資方針 ■ （作成日現在のものであり、市場環境の変動などにより変更される場合があります。）

中央銀行であるオーストラリア準備銀行（RBA）は、12月10日の金融政策決定会合で政策金利を4.35%に据え置くことを決定しました。ポートフォリオのデュレーションは、参考指数対比で小幅にオーバーウェイトとするポジションを維持しました。また、引き続き社債を中心とする非国債への配分を継続する方針です。

## ファンドの目的

豪ドル建ての公社債などを実質的な主要投資対象※とし、中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に運用を行います。

※ 「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。



## ファンドの特色

1	主として、マザーファンド※ <sup>1</sup> 受益証券への投資を通じて、豪ドル建ての公社債などに投資を行います。 ※ 1 ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ オーストラリア債券 マザーファンド」です。
2	オーストラリアの金利水準や市況動向、信用格付などを総合的に勘案して投資銘柄を選定します。
3	運用に当たっては、経済と市場価格の関係を調査・分析し意思決定を行うアクティブ運用を行います。調査・分析は、ファンダメンタルズ分析※ <sup>2</sup> とモデルに基づくクオンツ分析※ <sup>3</sup> を併用します。 ※ 2 債券の本質的価値と市場価値の格差を見いだします。 ※ 3 市場データを数理分析します。
4	実質外貨建資産の投資に当たっては、原則として為替ヘッジを行いません。
5	インベスコ・香港・リミテッドにマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

## 投資リスク

- ファンドは実質的に外国の債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。



### 基準価額の変動要因

価格変動リスク (債券)	《債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です。》 債券の価格は、金利動向（一般的に金利が上昇した場合、価格は下落します。）、政治・経済情勢、発行体の財務状況や業績の悪化などを反映し、下落することがあります。
信用リスク	《発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。》 ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。
カントリー・リスク	《投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。》 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。
為替変動リスク	《為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。》 ファンドは為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。

\*基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- 分配金の支払いは、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して行われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。また、分配金はファンドの純資産総額から支払われるため、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の個別元本によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。
- マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入る有価証券等の売買が行われた場合などには、組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

### リスクの管理体制

- 委託会社は、運用リスク管理委員会において、ファンドの運用リスクおよび流動性リスクを把握し、運用等の適切性・妥当性を検証します。
- インベスコの債券運用全般に関するリスク管理部門およびコンプライアンス部門が、ファンドのパフォーマンス計測、リスク分析および投資ガイドラインの遵守状況のモニタリングを行います。委託会社の運用担当部署および運用部門から独立した管理部門は、ファンドのガイドライン遵守状況のモニタリング、ポートフォリオおよびパフォーマンス分析結果を適宜、確認できる体制としています。また、流動性リスクのモニタリングや是正措置の策定、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の検証などを行い、運用リスク管理委員会に報告します。

\* 上記リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

当資料ご利用の際は、最終頁の「ご留意いただきたい事項」をお読みください。  
お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。


**お申し込みメモ**

<b>購入単位</b>	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2コースがあります。
<b>購入価額</b>	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額
<b>購入代金</b>	販売会社が定める期日までにお支払いください。
<b>換金単位</b>	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
<b>換金価額</b>	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額
<b>換金代金</b>	原則として換金の申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
<b>購入・換金不可日</b>	オーストラリア証券取引所の休業日には、購入・換金のお申し込みの受け付けを行いません。
<b>申込締切時間</b>	原則として毎営業日の午後3時30分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） * 販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
<b>換金制限</b>	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。
<b>購入・換金申込受付の中止および取り消し</b>	取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
<b>信託期間</b>	2015年11月30日から2026年2月20日まで
<b>繰上償還</b>	信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
<b>決算日</b>	毎年2月20日(ただし、同日が休業日の場合は翌営業日)
<b>収益分配</b>	年1回の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。 * 「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。
<b>信託金の限度額</b>	1兆円
<b>公告</b>	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
<b>運用報告書</b>	計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
<b>課税関係</b>	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。配当控除は適用されません。

当資料ご利用の際は、最終頁の「ご留意いただきたい事項」をお読みください。  
お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

## ファンドの費用・税金

### ・ファンドの費用

＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める <b>3.30% (税抜3.00%) 以内</b> の率を乗じて得た額
信託財産留保額	ありません。

＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

運用管理費用 (信託報酬)	日々の投資信託財産の純資産総額に <b>年率1.32% (税抜1.20%)</b> を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。 信託報酬の配分は、以下の通り(税抜)とします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配分(年率)</td> <td>0.55%</td> <td>0.60%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table>		委託会社	販売会社	受託会社	配分(年率)	0.55%	0.60%	0.05%
	委託会社	販売会社	受託会社						
配分(年率)	0.55%	0.60%	0.05%						
その他の費用・手数料	・組入有効証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などは、実費を投資信託財産中から支払うものとします。これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。 ・監査費用、目論見書・運用報告書の印刷費用などは、投資信託財産の純資産総額に対して <b>年率0.11%(税抜0.10%)を上限</b> として、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとします。								

\* 上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

### ・税金

(1)税金は表に記載の時期に適用されます。

(2)以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税：普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税：換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

\* 上記税率は基準日現在のものです。

\* 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社、およびその他の関係法人

- 委託会社 **インベスコ・アセット・マネジメント株式会社**  
投資信託財産の運用指図、受益権の発行などを行います。
- 受託会社 **三井住友信託銀行株式会社** (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)  
投資信託財産の保管、管理、計算などの管理業務を行います。
- 投資顧問会社 **インベスコ・香港・リミテッド**  
委託会社から権限を委託されたマザーファンドの運用指図、発注などを行います。
- ファンドの照会先 **インベスコ・アセット・マネジメント株式会社** (受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)  
電話番号：03-6447-3100 ホームページ：<https://www.invesco.com/jp/ja/>

当資料ご利用の際は、最終頁の「ご留意いただきたい事項」をお読みください。  
**お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。**



## 販売会社(投資信託説明書(目論見書)のご請求・お申し込み先)

- 受益権の募集・販売の取り扱い、投資信託説明書(目論見書)の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資\*に関する事務などを行います。

\*分配金を受け取るコースのみを取り扱う販売会社は当該業務を行いません。

金融商品取引業者等の名称		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株 式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
ニース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○	○		
三津井証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第14号	○			
豊証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第21号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

### 【ご留意いただきたい事項】

当資料は、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は信頼できる情報に基づいて作成されたものですが、その情報の確実性あるいは完結性を表明するものではありません。また過去の運用実績は、将来の運用成果を保証するものではありません。本文中で詳述した当資料の分析は、一定の仮定に基づくものであり、その結果の確実性を表明するものではありません。分析の際の仮定は変更されることもあり、それに伴い当初の分析の結果と重要な差異が生じる可能性もあります。投資信託は、公社債などの値動きのある有価証券など(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。当ファンドの購入に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)制度の適用はありません。当ファンドの購入のお申し込みを行う場合には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時に販売会社でお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。